野田市水道事業運営審議会次第

日時　令和元年８月８日（木）
　　午後１時３０分から
場所　野田市水道部２階大会議室

１　開会のことば

２　会長挨拶

３　水道事業管理者挨拶

４　議題

（１）平成３０年度野田市水道事業会計決算概要について

（２）パブリック・コメント手続きにより寄せられた意見数及び意見内容について

（３）野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定及び野田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程について

（４）水道部マスコットキャラクターの名前の決定について

５　閉会のことば

パブリックコメント手続に寄せられた意見数と意見内容について

「未来構想 水道ビジョン野田（経営戦略）」（素案）のパブリックコメント手続を令和元年６月１４日（金曜日）から７月１７日（水曜日）まで実施いたしました。

その結果、２名の方から９件のご意見が寄せられました。

寄せられたご意見の内容につきましては、下記の通りですのでご報告いたします。

なお、ご意見に対する市の考え方につきましては、次回の審議会において項目ごとに整理した内容をお諮りし、ご審議をいただく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

記

○１名の方

１　災害対策について
２　テロ対策について

○１名の方

１　野田市が取得している江戸川の取水権 0.137/m^3/秒を北千葉広域水道企業団に貸与する。
２　中根配水場に 10,000m^3 の配水池を新設する。
３　中根配水設備を増設する。
４　上花輪浄水場から中根配水場への送水管は、中根配水場からの配水管に転用し上花輪浄水場系の配水管に接続し中根から配水する。
５　北千葉広域企業団からの送水管を新設する。（北千葉広域水道企業団からの受水を２系統にする。）
６　上花輪浄水場及び配水設備を廃止する。（老朽化）
７　上花輪浄水場跡地活用を検討する。

令和元年6月23日

◆災害対策について

野田市市民生活部防災安全課では、災害時協力井戸などの登録制度を運用するとともに、災害時にもそれらが有効に給水可能となるように手動ポンプや発電機の購入助成制度も設けている。これは野田市域が自家用井戸の保有率が周辺に比べても高いことからも非常に合理的な施策であると感心しているところです。

しかし、「水道ビジョン」で同課のこの施策については全く触れられておらず、まさに縦割り行政の典型であるように感じました。

水道部と市民生活部が部局を越えてしっかり連携して、災害時の応急給水について対策を策定すべきものと考えます。

そうすることによって例えば、現在の手動ポンプの購入助成制度も、家庭用手動ポンプの購入に対応する程度のものから本格的な災害時用手動ポンプの設置も検討しうる様に補助額のグレードアップをすることも可能になり（助成率のアップも含めて）、現在の災害時協力井戸をより信頼性の高い応急給水手段にすることができるのではないでしょうか？

◆テロ対策

テロ対策については述べられていないようです。

水道施設への毒物混入テロなどの発生を想定して対策を策定する必要もあるように思います。

別記様式（第３条）

令和元年 7 月 5 日

野田市パブリック・コメント手続に関する意見

未来構想 水道ビジョン 野田（経営戦略）（素案）に対する意見

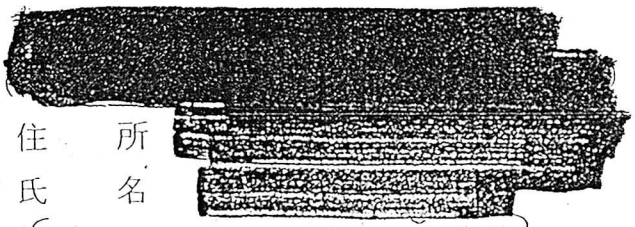

住　　所
氏　　名

（法人にあっては、市内の事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

〔意見を記入してください。〕

該当箇所	意見
上花輪浄水場の休止又は廃止時期の検討 ただし、上花輪浄水場の配水及び送水機能は継続します。	中根配水場に配水池を設置し、北千葉浄水場から中根に送水管を新設し2系統にする。 平成20年度の簡易耐震診断で非耐震と判定された上花輪浄水場は、設置後54年経過しており、老朽化もかなり進んでいると思われる。配水・送水機能を含め計画的に廃止すべきである。 別紙1・2の通り

1　意見の提出期限　令和元年７月１７日（水）

2　意見の提出先　　野田市水道部業務課（野田市中根３２４）
　　電話 04-7124-5145

3　意見の提出方法　次のいずれかの方法により提出してください。

(1)　書面の持参

①　窓口での受付　上記「2　意見の提出先」である業務課へ

②　パブリック・コメント意見投函箱への投函

投函箱は、市役所１階総合案内、いちいのホール１階関宿支所、各公民館及び各図書館に設置しています。

(2)　郵送又は信書便　〒278-0031　野田市水道部業務課　宛て

(3)　ファックスによる送信　ファックス番号 04-7124-3362

(4)　電子メールによる送信

野田市ホームページの「パブリック・コメント」の「未来構想 水道ビジョン 野田（経営戦略）（素案）」の意見の提出方法から送信できます。

4　その他　意見を提出された方の個人名等は公表しません。

野水業
第
1.7.-8
野田市水道部

別 紙 1

令和元年7月５日

未来構想　水道ビジョン（野田）経営戦略に対する意見

野田市の将来像

野田市は三方が川に囲まれた地形で、市の北側（旧関宿町）及び川付近は低地で中央部は15m～25m程度の台地であるが中央部にも低地がある、低地部では水害等が発生しているが、全体的には災害が少ない地域である。しかし、現在水害等が起きている地域は高度成長期に開発された住宅地や工業団地と考えられ、従来は水の保水地であった思われる。しかし台地には未利用地が多いと思われる。

人口減少時代（少子高齢化）になり、今後成人する人々は利便性の良い場所に住み、従来居住していた人々は年を重ねるごとに子どもの元に移り住むと考えられる。したがって自動車社会は変化すると思われる。自動車があるから遠隔地でも不便はないが、利用できなくなった時を想像してください。年を重ねるごとに運転は出来なくなります。

野田市の交通環境を見たときに東武鉄道と一部のバス・まめバスしかありません。今後は国道１６号線と江戸川に囲まれた地域に野田市民の７割が居住すると推計します。

水道の将来像

水は生活基盤の原点であり（一時的にはペットボトルの水で急場しのげるが）長期的に安定して安価に供給しなければならない。

１、水道施設は自然災害（地震・風水害）に強靭で無ければならない。
２、水道施設の運転・管理は安全で安価でなければならない。
３、人口減少（少子高齢化）＝空家増時代に対応しなければならない。
　（水道蛇口の閉忘れ・凍結により水道設備の破損による漏水＝有収率の低下）

水道の整備計画

１、野田市が取得している江戸川の取水権 0.137'㎥/秒を北千葉広域水道企業団に貸与する。
２、中根配水場に 10.000 ㎥の配水池を新設する。
３、中根配水設備を増設する。
４、上花輪浄水場から中根配水場への送水管は、中根配水場からの配水管に転用し上花輪浄水場系の配水管に接続し中根から配水する。
５、北千葉広域水道企業団からの送水管を新設する。（北千葉広域水道企業団からの受水を２系統にする。）現在企業団構成の他市は２系統になっている
６、上花輪浄水所及び配水設備を廃止する。（老朽化）
７、上花輪浄水場跡地活用検討する。

以　上

別　紙　２

整備計画に対する意見

平成２５年３月に厚生労働省が策定・公表した新水道ビジョンでは、５０年、１００年後の将来を見据えた水道の理想像は「安全、強靭、持続」とし、その具現化に向けて取り組むべき事項、方策等が示されています。

しかし、今回の水道ビジョン野田は,今後とも上花輪浄水場を配水場として使用する計画です。

上花輪浄水場の地形は、活用以前湿地であり、埋め立て造成して水道施設が整備され５４年経過しています。しかし南側にある堀は埋め立てする以前は江戸川に通じていたと聞いています。相当の湧き水があった思われます。浄水場は江戸川の取水口に近いため整備されました。また、北千葉広域水道企業団が発足時に野田市の受水地点として選定し、受水を開始しました。その後中根配水場を新設し水道業務も上花輪浄水場から中根に移りました。新設当初は上花輪から中根に送水し配水しましたが、その後北千葉浄水所から受水し現在に至っています。ハザードマップによれば隣地は過去に浸水した記録があります。

又、上花輪浄水場は平成２０年度に実施した簡易耐震診断において非耐震と判定されています。

上花輪浄水場の沈殿池・濾過池・配水池・ポンプ井のコンクリート部分は耐用年数前後と思いますが、ポンプ設備・制御盤等の耐用年数は過ぎかなり老朽化していると思われます。低地に設置しあるため配水経費も高く、且つ水没の危険性もあります。

次に北千葉浄水場からの送水管は、みずきの街の西側の軟弱地盤に布設してあります。この地域は関東大震災の時に地割れがしたと聞いています。東日本大震災でも今上下谷地区で家屋の損傷も発生しています。非常に危険な場所です。非耐震と判定された施設を１０年以上耐震補強もせずに稼働してます。なぜ低地で脆弱な地点で受水し、高台に配水しなければならないのですか？平成２５年の新水道ビジョンに合致していません。

しかし野田市の計画では上花輪浄水場は、今後配水場としての機能を存続させるため、配水設備の整備を進める必要がありますとなっていますが、地上部分の機械設備等は問題点を目視で確認できますが、地下に設置してあるコンクリート製構造物（配水池・ポンプ井）や地下配管類は埋設物のために耐震診断もできません。また、地下に設置してある配水池から配水するためポンプが必要です。低地で軟弱地盤に５０年以上経過した施設は老朽化が進んでいます。亀裂を確認した時には、復旧に膨大な時間と費用か要します。自然災害により壊滅的な損傷も予想されます。危険性のある設備を整備して使用するよりも、計画的に整備を進めたほうが安全で経済的です。中根に地上の配水池を整備すれば停電時にも自然配水が可能です。また北千葉広域水道企業団からの送水管を新設し２系統受水にもなります。

上花輪浄水場は給水区域の端にあり低地で経済性の悪い、脆弱な設備を存続する必要はありません、計画的に廃止すべきです。

今後、非耐震と判定された配水池等の整備を進める（令和５年度・６年度に整備）と問題点が発覚し、計画以上に整備費用が必要となります

上花輪浄水場を計画的に廃止する、新水道ビジョンに合致した計画をお願いします。

以　上

野田市条例第　　号

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

野田市水道事業給水条例（昭和４９年野田市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２８条を次のように改める。

（手数料）

第２８条　手数料は、別表第３に定める額とする。

２　手数料は、納入通知書により徴収する。

第２９条第１項前段中「以下本条において同じ。）」を「）を」に改め、同項後段を削り、同条第３項中「給水装置工事の申し込みの際」を「納入通知書により」に改める。

第３２条第１項中「第５条」を「第６条」に改める。

別表第１中「別表第１」を「別表第１（第２２条）」に、「水道料金（第２２条）」を「水道料金」に改める。

別表第２中「別表第２」を「別表第２（第２５条第１項）」に、「水道料金算定の特例（第２５条第１項）」を「水道料金算定の特例」に改める。

別表第３中「別表第３」を「別表第３（第２８条第１項）」に、「手数料（第２８条）」を「手数料」に改め、同表指定給水装置工事事業者登録手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者更新手数料	１件につき	１０，０００円

別表第３指定給水装置工事事業者証再交付手数料の項から第３２条第２項の確認手数料の項までの規定中「〃」を「１件につき」に改める。

別表第４中「別表第４」を「別表第４（第２９条第２項）」に、「給水申込納付金（第２９条第２項）」を「給水申込納付金」に改め、同表に次の備考を加える。

備考　改造（給水管の口径を増径する場合に限る。）の場合は、新口径に係る納付金額から旧口径に係る納付金額を控除して得た額とする。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、第２８条、第２９条第１項及び第３項、別表第１、別表第２、別表第３（指定給水装置工事事業者登録手数料の項の次に指定給水装置工事事業者更新手数料の項を加える改正規定を除く。）並びに別表第４の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市水道事業給水条例（昭和49年野田市条例第19号）

改　正　案	現　行
（手数料） 第28条　手数料は、別表第3に定める額とする。 2　手数料は、納入通知書により徴収する。	（手数料） 第28条　手数料は、別表第3により申請者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。
（給水申込納付金） 第29条　給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。）をしようとする者は、管理者に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。	（給水申込納付金） 第29条　給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）しようとする者は、管理者に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合改造しようとする者の納付金は、新口径にかかわる納付金の額と旧口径にかかわる納付金の差額とする。
2　（略） 3　納付金は、納入通知書により徴収する。 4　（略）	2　（略） 3　納付金は、給水装置工事の申し込みの際徴収する。 4　（略）
（給水装置の基準違反に対する措置） 第32条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2　（略）	（給水装置の基準違反に対する措置） 第32条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2　（略）
別表第1（第22条） 水道料金 （略）	別表第1 水道料金（第22条） （略）
別表第2（第25条第1項） 水道料金算定の特例 （略）	別表第2 水道料金算定の特例（第25条第1項） （略）
別表第3（第28条第1項） 手数料	別表第3 手数料（第28条）

種類	単位	金額
指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	（略）

種類	単位	金額
指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	（略）

指定給水装置工事事業者更新手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	1件につき	(略)
設計審査手数料(使用材料の確認を含む。)	1件につき	(略)
しゅん工検査手数料	1件につき	(略)
開栓及び閉栓手数料	1件につき	(略)
各種証明手数料	1件につき	(略)
第32条第2項の確認手数料	1件につき	(略)
(略)		

別表第4(第29条第2項)

給水申込納付金

(略)

備考　改造(給水管の口径を増径する場合に限る。)の場合は、新口径に係る納付金額から旧口径に係る納付金額を控除して得た額とする。

指定給水装置工事事業者証再交付手数料	〃	(略)
設計審査手数料(使用材料の確認を含む。)	〃	(略)
しゅん工検査手数料	〃	(略)
開栓及び閉栓手数料	〃	(略)
各種証明手数料	〃	(略)
第32条第2項の確認手数料	〃	(略)
(略)		

別表第4

給水申込納付金(第29条第2項)

(略)

野田市水道事業規程第　　号

野田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

野田市水道事業給水条例施行規程（平成１０年野田市水道事業規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１９条の見出しを「（指定給水装置工事事業者証）」に改め、同条第１項中「指定工事業者の指定」の次に「又は指定の更新」を加える。

第２１条中「を指定」を「の指定をし、若しくは指定の更新を」に改める。

附　則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

野田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市水道事業給水条例施行規程（平成10年野田市水道事業規程第1号）

改　正　案	現　行
（指定給水装置工事事業者証） 第19条　管理者は、指定工事業者の指定又は指定の更新を行ったときは、速やかに指定工事事業者に指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2～4　(略) （公示） 第21条　管理者は、指定工事業者の指定をし、若しくは指定の更新をし、又は指定を停止し、若しくは取り消したときは、その都度これを公示する。	（指定工事業者証） 第19条　管理者は、指定工事業者の指定を行ったときは、速やかに指定工事事業者に指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2～4　(略) （公示） 第21条　管理者は、指定工事業者を指定し、又は指定を停止し、若しくは取り消したときは、その都度これを公示する。

野　田　市　水　道　部

水道部マスコットキャラクターの名前の決定について

現在、水道部では、水道事業の広報活動を強化し、水道水の安全性や美味しさなどの情報発信に力点を置いた取組を開始しております。

そのＰＲ戦略として、マスコットキャラクターを作成し、ＰＲ活動を積極的に行おうとするものです。

下記マスコットキャラクター３体は、現在策定中の水道ビジョンの「安全・持続・強靭」に合わせ、水道部職員が提案し作成したものです。また、名前についても、水道部職員から募集し、提案された中から水道部内において厳選し、１体につき３案に絞り込んだものです。

マスコットキャラクターの名前につきましては、８月８日開催の水道事業運営審議会において、委員の皆様に３案の中から最も相応しいと思われる名前を１つ選定していただきたいと考えております。

なお、詳しくは、審議会当日にご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

(1) 安全	(2) 持続	(3) 強靭
		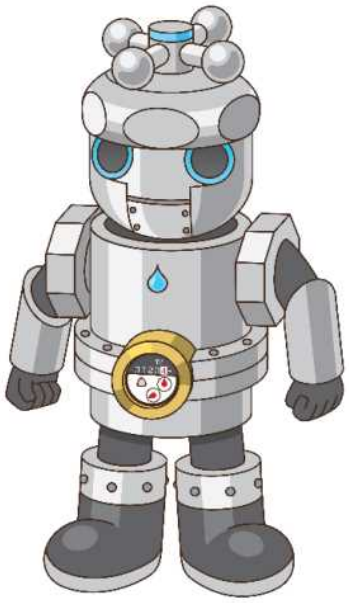
（名前案・理由）	（名前案・理由）	（名前案・理由）
野田の **ぽったん** 水滴の音をイメージ	野田の **みずかちゃん** 「水の花」をイメージ	野田の **ＧＸロボ１号** 耐震管の GX 管をイメージし、令和元年度に制作することから１号とした
野田の **やたまるくん** 野田を「やた」と読み体系が丸いことから	野田の **マイムちゃん** 水を掘り当てた人が喜ぶ様子を曲にした「マイムマイム」より	野田の **ロボカン** 配水管のロボットをイメージ
野田の **すいっぴー** 水をイメージ	野田の **ロカちゃん** 水をきれいにする妖精をイメージ	野田の **じゃぐたん** 水道の蛇口をイメージ

※各キャラクターについて、最も相応しいと思う名前を一つ選び、太枠内に〇をしてください。